

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

問合せ／住民課 (979-8111)

令和元年度の後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」の軽減措置が、次のとおり改正されます（均等割額および所得割率自体の改正はありません）。

## ○軽減措置の特例見直し

保険料均等割については、低所得者の負担軽減を図るため、被保険者および世帯主の所得の状況に応じて、軽減措置（7割軽減、5割軽減および2割軽減）が取られています。

さらに、7割軽減に該当する被保険者については、特例として2割および1.5割を上乘せし、9割軽減および8.5割軽減とされました。

この度、世代間の公平の観点などから、次のとおり特例が見直されることとなりました。

○これまで9割軽減となっていた人へ

①介護保険料については、保険料の負担がさらに軽減されます。

②10月から年金生活者支援給付金の支給が始まります。

年度	軽減判定所得基準額※1	33万円以下（かつ、被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない場合）【※2】	33万円以下【※2】
平成30年度まで		9割軽減【4,000円】	8.5割軽減【6,000円】
令和元年度		8割軽減【8,000円】※3	8.5割軽減【6,000円】
令和2年度		7割軽減【12,100円】※3	7.75割軽減【9,000円】
令和3年度から		7割軽減【12,100円】※3	7割軽減【12,100円】

※1 軽減判定所得基準額は、世帯主および世帯の被保険者全員の前年中の総所得金額などの合計です。  
 ※2 【】内の金額は、保険料均等割額（40,400円）に対する軽減措置後の金額です（ただし、令和2年度以降は、保険料均等割額を変更する場合があります）。  
 ※3 介護保険料の軽減強化や令和元年10月から実施の年金生活者支援給付金の支給といった支援策の対象となります（ただし、世帯に住民税が課税されている人がいる場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は国民年金保険料の納付実績等に応じて異なります）。

## ○対象の拡大

保険料均等割の5割軽減・2割軽減について、低所得者の負担軽減を図るため軽減対象が拡大となり、軽減判定所得基準額（※4）が次のとおり引き上げられました。

年度	軽減割合	5割軽減判定基準額※4 【20,200円】※5	2割軽減判定基準額※4 【32,300円】※5
平成30年度		33万円+27万5千円 ×被保険者数	33万円+50万円 ×被保険者数
令和元年度から		33万円+28万円 ×被保険者数	33万円+51万円 ×被保険者数

※4 軽減判定所得基準額は、世帯主および世帯の被保険者全員の前年中の総所得金額等の合計です。  
 ※5 【】内の金額は、保険料均等割額（40,400円）に対する軽減措置後の金額です（ただし、令和2年度以降は保険料均等割額を変更する場合があります）。

## ○被用者保険の被扶養者であった人の保険料均等割の軽減措置期間の見直し

後期高齢者医療保険に加入する前日において、被用者保険（会社の健康保険など）の被扶養者であった人は、特例として、期間を定めず保険料均等割の軽減措置（平成30年度は5割軽減）が取られていました。

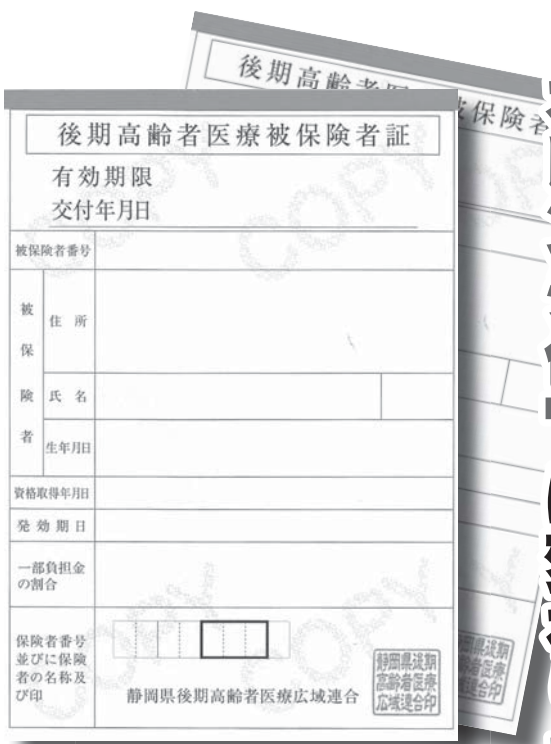
しかし、令和元年度から軽減措置期間を後期高齢者医療保険に加入した月から2年を経過するまでの間に見直されました。

※平成30年度末時点で、後期高齢者医療保険に加入した月から2年を経過している場合は、令和元年度の保険料均等割は軽減されません。  
 ※保険料所得割は、今までどおりかかります。

後期高齢者医療被保険者の皆さん

## 8月1日から保険証が

### 「オレンジ色」に変わります



問合せ／住民課 (979-8111)

新しい保険証が届いたら、住所・氏名や医療費の「一部負担金の割合（1割または3割）」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成30年中の所得によって決まるので前回と異なる場合があります。

後期高齢者医療制度の限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も、現在お使いのものは8月からは使用できなくなります。「世帯全員

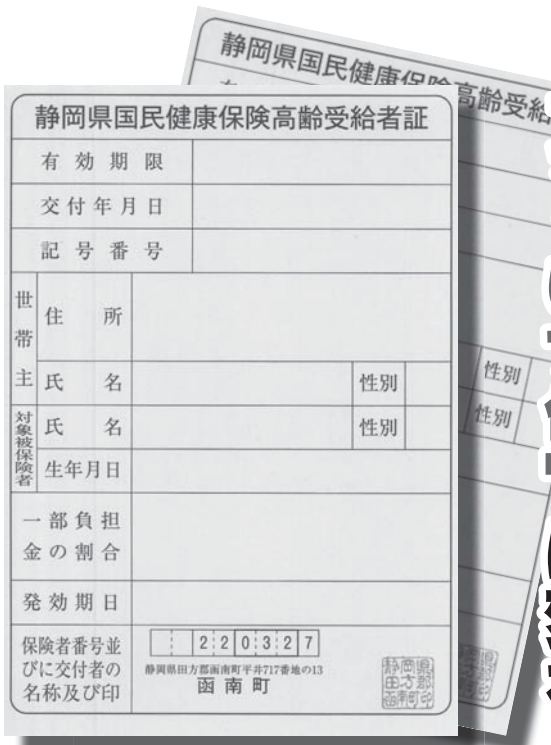
が住民税非課税（低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ）の被保険者で現在、減額認定証をお持ちの人は、自動更新するため減額認定証の交付の手続きは必要ありません。

※県外の広域連合が発行する保険証をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。

70歳～74歳の函南町国民健康被保険者の皆さん

## 8月1日から高齢受給者証が

### 「うぐいす色」に変わります



問合せ／住民課 (979-8111)

新しい受給者証が届いたら、住所・氏名や医療費の「一部負担金の割合（1割、2割、3割）」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成30年中の所得によって決まるので前回と異なる場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も受給者証同様、現在お使いのものは8月からは使用できなくなります。減額認定証の交

付を希望する人で、まだ申請が済んでいない人は住民課で申請を行ってください。

※他の市区町村が発行する受給者証をお持ちの人は、「保険者番号並びに交付者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。

有効期限が過ぎた被保険者証・受給者証・減額認定証は使用できません。ご自分で処分する場合は、はさみで細かく切るなどして処分してください。また、住民課に返却することもできます（個人情報漏れに注意してください）。